

## 非接触型函館観光プロモーション業務プロポーザル募集要項

### 1 業務名

非接触型函館観光プロモーション業務

### 2 事業の目的

コロナ禍における旅行スタイルやニーズの変化等を踏まえ、人との接触を伴わないWEBやSNS等を活用した非接触型の観光プロモーションを実施することにより、本市への観光誘客の促進を図る。

### 3 委託期間

契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで

### 4 委託料に係る上限額

9,570千円（消費税および地方消費税の額を含む。）を上限とする。

### 5 委託業務の内容（仕様）

首都圏のほか、道内、北東北3県（青森県・岩手県・秋田県）および仙台市を対象に、人との接触を伴わないWEBやSNS等の媒体を活用し、本市の「景観」や「食」、「歴史」など観光に関する情報を一体的にPRし、来函につなげるため、次の業務を一括して委託する。

（1）キャッチコピーの設定に関する業務

（2）情報発信に関する業務

（3）第1号および前号の業務に付随する業務

### 6 委託業務に係る留意事項（仕様）

（1）キャッチコピーの設定に関する業務

委託業務の目的や内容を踏まえ、印象に残る、かつ分かりやすいキャッチコピーを設定すること。

## (2) 情報発信に関する業務

ア 情報発信に係る媒体は、多くの者が閲覧する、人との接触を伴わない非接触型の媒体とし、具体的には次のとおりとすること。

(ア) WEBおよびSNSは必須とし、これらによる情報発信は、対象となる全てのエリアに向けて行うこと。

(イ) 上記のほか、それぞれのエリアにおいて有効と思われる媒体を用いて情報発信を行うこと。

(ウ) (ア) については、拡散性および話題性があり、多くの人の来函の動機付けとなるようなコンテンツを造成すること。

(コンテンツの例 オンラインツアー、SNSを活用したキャンペーン等)

(エ) 閲覧情報などの分析結果を示した中間報告書を実施期間中の別途指示する期限までに提出すること。また、その報告を踏まえ、実施内容について改善の提案を行い、以降の実施内容に反映すること。

イ 発信する内容については、本市の「景観」や「食」、「歴史」などの観光に関する情報（イベント等に関する情報を含む。）とするものであるが、このうち「歴史」に関する情報をメインとし、縄文文化関連の情報は必須とすること。

## 7 プロポーザルに関する事項

### (1) 名称

非接触型函館観光プロモーション業務プロポーザル

### (2) 実施主体

函館市（以下「市」という。）

### (3) プロポーザルの方法

公募型プロポーザルとする。

#### (4) 審査

プロポーザルの実施にあたり，市は非接触型函館観光プロモーション業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し，審査委員会において契約候補者および次点者（以下「契約候補者等」という。）を選定する。

#### (5) プロポーザルの性格

本プロポーザルは，参加者の基本的な考え方や能力について，提案を通じて評価するものであることから，審査委員会において選定された契約候補者等の提案内容については，契約締結に向けた協議において変更を求める場合がある。（提案金額の範囲内での変更に限る。）

#### (6) 事務局

函館市観光部観光誘致課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138(21)3323 (直通)

メール [hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:hako-kan2@city.hakodate.hokkaido.jp)

#### (7) プロポーザルの日程

プロポーザルの日程は，次のとおりとする。ただし，エについては，委員の日程等の都合により変更となる場合がある。

ア 令和3年（2021年）4月30日（金）

募集要項の公開

イ 令和3年5月17日（月）

参加申込書・質問書の提出期限

ウ 令和3年6月4日（金）

応募書類の提出期限

エ 令和3年6月中旬以降

審査および契約候補者等の決定

## 8 募集要項の公開

### (1) 公開日

第7項第7号アのとおり

### (2) 公開方法

市ホームページ

### (3) 配布方法

市ホームページ上からのダウンロードのみとする。

## 9 応募に関する要件等

### (1) 応募者の構成

ア 応募者は、単独法人または複数の者により構成されるグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ グループの場合は、グループを構成する者（以下「構成員」という。）の中から、法人である者を代表者として定めたいえで応募すること。

### (2) 応募に関する要件

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 応募書類提出時において、函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと、および他の市区町村においても同様の指名停止を受けていないこと。

ウ 応募書類提出時において、函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）に規定する入札参加除外措置を受けていないこと。（同要綱中「有資格業者」とあるのは「応募者」と読み替える。）

- エ 応募書類提出時において、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始または再生手続開始の申立てがなされている者など、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- オ 市区町村税，消費税および地方消費税を滞納していないこと。
- カ 審査委員会の委員自らが主宰する，または役員もしくは顧問となっている法人でないこと。
- キ 市議会議員，市長もしくは副市長または市教育委員会の委員その他市の行政委員会の委員が，取締役，執行役，監査役，理事，支配人，清算人その他これらに準ずるものである法人（本業務の受託者となることにより，本業務を含む市からの委託業務が業務の主要部分を占めることとなる法人に限る。）でないこと。

### **（3）その他応募に関する留意事項**

- ア 1法人で複数の応募はできない。
- イ 1人または1法人が複数のグループの構成員となることはできない。
- ウ グループで応募する場合は，全ての構成員が前号の要件を満たす必要がある。
- エ 参加申込書が受理されていない者については，質問書および応募書類を提出することはできない。

## **10 参加申込書の提出**

### **（1）提出期限**

第7項第7号イのとおり

### **（2）提出方法**

事務局への持参または郵送の方法による。

郵送による提出の場合，消印の有効期限は，第1号の提出期限の日までとする。

### (3) 提出資料

- ア 参加申込書（様式1-1）
- イ 参加申込に係る構成員調書（様式1-2）  
※グループで参加する場合のみ提出が必要。
- ウ 代表法人および構成員全員の概要  
※パンフレット等で代用可。
- エ 希望する者に対しては、受付印押印のうえ写しを交付するので申し出ること。郵送により提出する場合において写しの交付を希望するときは、返信用封筒を同封すること。

## 11 質問書の提出

### (1) 提出期限

第7項第7号イのとおり

### (2) 提出方法

事務局への持参または郵送もしくは電子メールでの送付による。  
郵送による提出の場合、消印の有効期限は、第1号の提出期限の日までとする。

### (3) 提出資料

質問書（様式2）

### (4) 回答

適宜、市ホームページで公開する。

### (5) 質問に関する留意事項

- ア 電話等口頭による質問は、原則受け付けない。
- イ 回答は、本プロポーザルに直接関係する質問に対してのみ行うものとし、全ての質問に対し回答するとは限らない。

## 12 応募書類の提出

### (1) 受付期間

令和3年5月17日(月)から6月4日(金)までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除き、受付時間は午前8時45分から午後5時までとする。

### (2) 提出方法

事務局への持参または郵送の方法による。

郵送による提出の場合、消印の有効期限は、第1号の提出期限の日までとする。

### (3) 応募書類

応募書類は、次のとおりとし、提出部数は1部とする。ただし、イの提案書については、正本1部のほか、副本として8部提出すること。

なお、函館市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあつては、エおよびオの提出は不要とする。

また、グループで応募する場合、ウからカについては、全構成員分を提出すること。

ア 応募申込書(様式3-1)

イ 提案書

次号および第5号に記載するとおり作成し提出すること。

ウ 誓約書(様式3-2)

エ 財務諸表(貸借対照表および損益計算書)

直前2期分提出すること。

オ 登記事項証明書(商業・法人登記)

応募書類提出の日以前3か月以内に発行された履歴事項証明書に限る。(個人事業者については、市区町村が発行する身分証明書を提出すること。)

カ 納税証明書

(ア) 市区町村税

所在する市区町村が発行する滞納がないことの証明書とし、応募書類提出の日以前1か月以内に発行されたものに限る。

(イ) 消費税および地方消費税

未納の税額がないことの証明書（その3の3）とし、応募書類提出の日以前3か月以内に発行されたものに限る。

**(4) 提案書の様式に関する事項**

任意の様式で構わないが、次の事項に留意すること。

ア A4判縦左綴じとすること。

イ 審査の公平性を期すため、社名やロゴなど応募者を特定できるような情報は記載しないこと。ただし、正本（1部）については、表紙に社名を記載することとする。

**(5) 提案内容に関する事項**

提案内容については、第5項および第6項に記載する業務内容等を踏まえたものとするが、次の事項についても留意すること。

ア キャッチコピーの設定に関する業務

キャッチコピーの設定に係る理由や背景について記載すること。

イ 情報発信に関する業務

(ア) どのような媒体およびコンテンツを用いて発信するか、WEBおよびSNS以外の媒体はどのエリアに向け発信するかを記載すること。また、その理由や想定される効果などについても記載すること。

(イ) どのような内容を発信するかなど、発信内容について具体的に記載すること。

(ウ) 来函の動機付けとなるようなコンテンツの提案にあたっては、画像や動画などの場合はビジュアルなどの具体的なイメージ、企画などの場合は具体的な内容を記載すること。



## 13 審査委員会

### (1) 委員

- ア 観光関係団体に属するもの
- イ 経済関係団体に属するもの
- ウ 函館市職員

※ 本要項公開の日から審査委員会当日までの間、委員に病気その他特別な事情があった場合、委員の属性に関して変更となる場合がある。

### (2) 審査

書類審査およびヒアリング審査を実施する。

#### ア 書類審査

対象者は全応募者とする。ただし、応募件数が2件以上5件以下であった場合は省略する。

#### イ ヒアリング審査

対象者は書類審査を通過した者とする。

#### ウ ヒアリング審査の留意事項

(ア) 応募者1者あたり30分程度の審査とする。

(イ) 応募者1者あたり3名までの出席とする。

#### エ 応募件数が1件の場合の取扱い

書類審査のみの実施とし、別に定める基準に基づき審査を実施し、契約候補者となり得るか否かを審査する。

#### オ 応募件数が2件以上5件以下の場合の取扱い

書類審査を省略し、全応募者に対しヒアリング審査を実施する。

#### カ その他審査に係る詳細等については、別途通知する。

### (3) 審査結果

ア 審査結果は、審査終了後に通知する。

イ 応募者（契約候補者を除く。）の評価点および順位は、公表しない。

- ウ 審査結果に係る不服申立ては、一切受け付けない。
- エ 契約候補者名および提案内容（概要）は、市ホームページで公開する。
- オ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者名および提案内容（概要）を、市ホームページで公開する。

#### （４）失格事項

応募者または構成員が、次のいずれかに該当する者である場合には、当該応募者または構成員を含むグループは、失格として審査を実施しない。

- ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法または記載方法等が、本要項等で定める内容に適合しない者。（市の是正の求めに応じた者は除く。）
- イ 第9項第2号の要件に合致しないことが判明した場合、または合致しないこととなった場合。
- ウ 審査委員会の委員と接触し利害関係を有するなど、審査の公平性を阻害する行為を行った者。
- エ その他本要項等に定める手続きや方法等を順守しない者。

### 14 契約

市は、審査委員会において選定された契約候補者と詳細を協議のうえ委託契約を締結する。この場合において、提案内容の一部変更も詳細の協議に含まれる。また、契約候補者との協議が不調に終わり、契約締結に至らなかった場合には、次点者を契約候補者とみなす。

### 15 契約候補者等に係る資格の喪失

契約候補者等として選定された者（グループでの応募の場合は構成員）が、契約締結の前までの間に、次の事項に該当することとなった場合には、契約候補者等の地位を取り消すものとする。

- ア 第9項第2号の要件に合致しないことが判明した場合、または合

致しないこととなった場合。

イ 応募書類に重大な不備または虚偽の記載があったことが判明した場合。

ウ 第13項第4号ウの行為を行っていたことが判明した場合。

## 16 その他留意事項

### (1) 応募書類に係る著作権等

ア 応募書類に係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」という。）は、応募者に帰属する。

イ 市が、本プロポーザルに係る業務に使用する場合は、応募書類について、市が無償で複製し使用することができる。（概要の作成など必要に応じて改編することもできる。）

ウ 応募者は、提案内容について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものとする。

エ 提案内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた場合、応募者は自己の費用および責任において解決するものとし、かつ、市に損害を与えた場合には、損害を賠償するものとする。

### (2) その他

ア 応募に係る一切の費用は、全て応募者の負担とする。

イ 応募書類は、返却しない。